

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	株式会社ASIAN STAR
【英訳名】	ASIAN STAR CO.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 智彦
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号
【電話番号】	045(324)2444(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 松永 絵里香
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号
【電話番号】	045(324)2444(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室 室長 松永 絵里香
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 222,000,000円 (第10回新株予約権) その他の者に対する割当 905,200円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 216,985,200円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 上記普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行は、2026年6月26日開催の当社取締役会決議によるものです。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	3,000,000株	222,000,000	111,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	3,000,000株	222,000,000	111,000,000

(注) 1 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は、111,000,000円です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
74	37	100株	2026年7月21日(火)	-	2026年7月21日(火)

(注) 1 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金です。

2 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までにHash Global Alpha Company Ltd.(以下「Hash Global Alpha」といいます。)との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとし、

4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、本株式の発行は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ASIAN STAR 管理部	神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 横浜西口支店	神奈川県横浜市西区北幸1丁目11-20

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	29,200個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	905,200円
発行価格	新株予約権1個につき31円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.31円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年7月21日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社ASIAN STAR 管理部 神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号
払込期日	2026年7月21日
割当日	2026年7月21日
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 横浜西口支店

- (注) 1 株式会社ASIAN STAR第10回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行は、2026年6月26日開催の当社取締役会決議によるものです。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までにCyber.J Alpha Limited(以下「Cyber.J Alpha」といいます。)及びSterling Oak Investment Company Ltd(以下「Sterling Oak Investment」といいます。)それぞれとの間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。
- 3 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 5 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。) なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,920,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本表において「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下、本表において「調整後割当株式数」といい、本欄第2項第3項に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下、本表において「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 行使価額 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本表において「行使価額」という。)は、74円とする。なお、行使価額は、次項第(1)号乃至第(4)号に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本表において「新株発行等による行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ <p>(2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価(第(3)号口に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p>

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) その他

イ 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

ロ 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号ホの場合は基準日)に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。

	<p>八 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受け権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。</p> <p>二 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>イ 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ロ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ハ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ニ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至本項第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>216,985,200円</p> <p>(注) すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項記載の資本金等増加限度額から本項に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>2026年7月22日から2031年7月22日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下、本表において「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。</p> <p>(1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)</p> <p>(2) 振替機関が必要であると認めた日</p> <p>(3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 行使請求の受付場所 株式会社ASIAN STAR 管理部</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 横浜西口支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本第三者割当により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社は、1979年に有限会社陽光住販として創業し、1988年に株式会社陽光都市開発へ組織変更、1993年より投資用マンション「グリフィン」シリーズの供給を開始しました。その後、2005年にジャスダック(現・東京証券取引所スタンダード市場)へ上場、2015年に現商号「株式会社ASIAN STAR」へ変更するなど、45年以上にわたり事業基盤を拡大してまいりました。

2025年3月には新経営陣を迎え入れ、「第二の創業期」と位置づけて経営体制を刷新し、同年6月10日に新たな3か年計画として「中期経営計画(2025-2027年度)」を公表いたしました。その中で、Mission「日本とアジアをつなぐ信頼の架け橋として、地域と共に輝き、持続可能な成長を実現する」、Vision「不動産・金融・アジアネットワークの融合をコアバリューとして、日本とアジアの未来をひらくプラットフォームとなる」を掲げ、「誠実と信頼」、「価値創造」、「知見の融合」、「未来志向」の4つのValueを合わせたMVV(Mission/Vision/Value)を当社の基本的なコンセプトとし、既存の不動産管理・仲介・賃貸事業による安定収益基盤の深化と、新規ビジネスとしての機関投資家・富裕層向け不動産販売事業、アセットマネジメント事業及び投資・コンサルティング事業による成長ドライバーの確立を行っていく戦略を掲げました。

当社は、かかる戦略を推し進めるために、投資用不動産の取得及び開発資金(レジデンス・オフィス・ホテル等)、アセットマネジメント事業の立ち上げ費用(SPC・ファンド組成、運営体制構築等)への資金の充当を目的として、2025年6月20日開催の取締役会の決議に基づき、同年7月7日に、第三者割当により第7回新株予約権57,000個を発行しました。その後の株価推移等から、現時点までにかかる第7回新株予約権は一切行使されていない状況ですが、当社としては、引き続き上記及びの用途に充当する計画を変更しておりません。

上記の第三者割当の実施後も、当社経営陣の間で新規事業領域による成長可能性に関する議論を継続しました。その結果、不動産をブロックチェーン上でトークン化し、デジタル資産として取り扱えるようにする不動産RWA(Real World Assetの略。現実資産)に関する領域において事業を展開していく方針を決定いたしました。具体的には、当社においてこれまでに蓄積してきた不動産の取得・販売・管理に関する既存ノウハウを活用しつつ、ブロックチェーン技術を用いた新たな投資家層への販売チャネルの開拓、収益分配・投資家管理の効率化、海外投資家向けの商品展開を検討してまいります。本第三者割当は、かかる事業構想を実現するための先行投資に必要な資金を調達することを目的としています。

当社内でのこれまでの議論の結果、不動産RWA関連事業における収益機会、当社の既存の不動産関連事業とのシナジーについて以下のとおり整理しております。

不動産RWA関連事業における収益機会

不動産をブロックチェーン上でトークン化し、デジタル資産として取り扱えるようにすることで、当社は、不動産RWA商品の組成・販売に伴う手数料収入、トークン化された不動産商品の管理・運用収益、海外投資家向けの不動産販売機会の拡大等の収益機会を得られると考えています。また、当社が取り扱う日本国内不動産をRWA商品の対象資産候補とすることで、従来の不動産販売に加え、より小口化・デジタル化された形で国内外の投資家に提供できる可能性があります。収益化までのプロセスとしては、まずPoC(Proof of Conceptの略。新たなコンセプトの実現可能性、得られる効果などを検証すること)の段階において、対象不動産の選定、法務・税務・会計上の整理、商品設計、投資家管理・収益分配に関するシステム検証を行います。その後、実際の商品組成・販売体制を整備し、国内外の投資家に対する販売チャネルを構築することで、事業化を目指します。

既存の不動産関連事業とのシナジー

当社は、従前より日本国内における不動産の取得、開発、販売、賃貸及び管理等を通じて、不動産事業に関する知見を蓄積し、強固な事業基盤を構築してまいりました。不動産関連RWAに関する事業構想は、当社の既存の不動産関連事業と切り離されたものではなく、当社が有する不動産関連のノウハウ、物件情報、管理運営体制をフル活用し、日本不動産を国内外のより多様な投資家層に提供するための事業拡張として位置づけています。

近年、ブロックチェーン技術及びトークン化技術の進展により、不動産等の実物資産をデジタル化し、投資家管理、権利移転、収益分配等をより効率的に行う可能性が広がっています。特に、不動産RWAの領域では、投資単位の小口化、海外投資家を含む販売チャネルの拡大、投資家管理・分配業務の効率化等が期待されています。もっとも、これらは技術導入のみで直ちに実現するものではなく、対象不動産の選定、権利関係の整理、法務・税務・会計面の検討、投資家保護を踏まえた商品設計、販売・管理体制の構築が重要となります。当社は、既存の不動産関連事業を通じてこれらに関する知見を豊富に蓄積しており、これらを活用することで、不動産RWA関連の事業構想を効果的・効率的に推進していくことができると考えております。

当社は、上記の事業構想を実行に移すため、2026年2月20日開催の取締役会において、2026年3月27日開催の定時株主総会に、定款の事業目的に「ブロックチェーン基盤技術および関連ソリューションの研究、開発、提供」及び「Web3.0に基づくプラットフォームの企画、開発、運営およびトークノミクス設計・スマートコントラクト監査」等を追加するための議案を上程することを決定しました。そして、当該議案は上記の定時株主総会において承認可決されました。その次のステップとして、不動産RWA関連領域における本格的な取組みを推進するため、Web3及びRWA関連領域における事業化に関する豊富なトラックレコードを有するHash Global Advisory Company Ltd.(本株式の割当予定先であるHash Global Alphaを管理する会社。以下「Hash Global Advisory」といいます。)が運営主体となって立ち上げる会社(会社名: Hash Global Build And Build Company Ltd.)に対して出資すること、及び不動産関連RWAに関する先行調査を実施すること、不動産関連RWAとオンチェーン金融(注)との接続を前提としたRWAインフラを構築し、他社にも提供可能なプラットフォームの開発を目指すことを決定いたしました。第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行(以下「本第三者割当」といいます。)は、これらの施策に充当するための資金を調達するものであります。なお、これらの施策は、当社が2026年6月初旬に設立した香港法人Asian Star(Hong Kong)Limited(以下「ASIAN STAR香港」といいます。)が中心となって講じる予定です。当社は、本第三者割当により資金を確保し、成長可能性が高いと考えるWeb3及びRWA関連領域に積極的に投資することにより、中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指してまいります。

(注) 「オンチェーン金融」とは、ブロックチェーン技術を基盤とし、取引の記録、決済、スマートコントラクトの実行を分散型ネットワーク上で直接行う金融形態を意味します。

(2) 資金調達方法の選択理由

資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対して本株式(調達額222,000,000円)及び本新株予約権(最大調達額216,985,200円)を第三者割当の方法によって割り当てるものです。本株式については払込期日に資金を調達することができ、本新株予約権については割当予定先による行使によって段階的に資金を調達する仕組みとなっております。

資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討してまいりました。当社は、本株式の発行により、当社の短期的な資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、新株発行による増資を今回の資金調達に含めることといたしました。また、中期的には更なる資金需要及び資本の増強に係るニーズがありますが、これらについては、即時の希薄化を抑え既存株主の利益に配慮するため、段階的に行使が進むことにより資金の調達及び資本の増強が可能となる本新株予約権に拠ることが適切であると考え、今般の資金調達方法を選択いたしました。

また、当社が今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本第三者割当による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本資金調達の特徴)

[メリット]

- () 本株式の発行により、発行時に一定の資金の調達をすることが可能となります。
- () 本新株予約権の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に行使が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。
- () 本新株予約権には、その目的である当社普通株式数は2,920,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化に一定の配慮がなされた設計となっております。
- () 本新株予約権の行使価額は発行決議日の直前取引日(2026年6月25日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額に固定されており、修正条項が付されていない分、資金調達のスピード感や蓋然性は低くなりますが、行使が進めば、当初想定したとおりの金額の資金を調達することができます。
- () 本新株予約権による調達金額は資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

[デメリット]

- () 本株式の発行により、12.65%(本株式に係る議決権数(59,200個)を2025年12月31日現在の総議決権数(237,219個)で除して算出)という有意な規模の希薄化が即時に生じます。
- () 本株式については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に発行予定額の満額の資金調達が行われるわけではありません。
- () 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使の完了までに時間がかかる可能性があります。
- () 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- () 第三者割当方式という当社と特定の割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- () 公募増資等により今回調達する資金の全額を調達しようとする、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- () 普通社債又は借入れによる資金調達では、利息負担が生じ、調達金額が全額負債として計上されるため、本第三者割当において調達するのと同規模の資金をすべて負債により調達した場合、財務健全性が低下する可能性があります。
- () 株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- () 転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場合現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- () いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取扱業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

2 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

3 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

4 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
438,985,200	7,000,000	431,985,200

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用(3,000,000円)、第三者算定機関報酬費用(1,500,000円)、反社会的勢力調査費用(450,000円)、登記関連費用(1,300,000円)、印刷事務費用(700,000円)及び東京証券取引所に支払う新株券等の発行等に係る料金(50,000円)です。かかる内訳の金額はいずれも概算額です。
- 3 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

差引手取概算額431,985,200円につきましては、一層の事業拡大及び収益力の向上のための資金に充当する予定です。かかる資金の内訳については、以下のとおりです。なお、調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

<本株式並びに本新株予約権の発行に係る手取金の使途>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
子会社であるASIAN STAR香港への投融資(Web3及びRWA関連領域の会社(Hash Global Build And Build Company Ltd.)への出資、不動産関連RWAに関する先行調査費用等)	219	2026年7月~2027年3月

<本新株予約権の行使に係る手取金の使途>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
子会社であるASIAN STAR香港への投融資(RWAとオンチェーン金融の接続に関する独自インフラの構築等)	213	2027年5月~2027年12月

本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。支出予定時期の期間中に本新株予約権の全部又は一部の行使が行われず、本新株予約権の行使による調達資金の額が支出予定額よりも不足した場合には、自己資金の活用及び銀行借入れ等他の方法による資金調達の実施により上記の使途への充当を行う可能性があります。

<手取金の使途について>

当社は、不動産をブロックチェーン上でトークン化し、デジタル資産として取り扱えるようにする不動産RWA事業構想を推進するために、本第三者割当により調達する資金を、まず、仮想通貨であるBNB(世界最大の仮想通貨取引所であるBINANCEが発行した独自の仮想通貨)等のデジタルアセットの購入・運用を行う会社(Hash Global Build And Build Company Ltd.)への出資に充当し、Web及びブロックチェーン領域において実務をリードするBNBに係るエコシステムとの間で深い接点を持ち、当社の不動産RWA事業構想の実現可能性、軌道修正すべき点を検証するとともに、本格的な事業展開に向けて、将来において不動産RWAの販売先となり得るWeb3関連の投資家や事業会社を開拓することを目指します。また、並行して、当社独自に事業構想の適法性の調査やオペレーション体制の構築等を進め、不動産RWA事業のPoCを進めます(資金使途)。

そして、第二段階として、本第三者割当により得られる資金を活用して、不動産RWA商品の組成・販売、トークン化された不動産商品の管理・運用を行うためのインフラを構築します。まずは、自社で当該インフラを活用して不動産RWAの拡販を行いつつ、将来的には当該インフラを他社にも提供可能なプラットフォームに進化させることも目指してまいります(資金使途)。

資金使途 及び の詳細は以下のとおりです。

子会社であるASIAN STAR香港への投融資（Web3及びRWA関連領域会社（Hash Global Build And Build Company Ltd.）への出資、RWAに関する先行調査費用等）

当社は、本株式の発行等により調達する資金219百万円を、2026年7月に出資又は融資により当社子会社であるASIAN STAR香港に供給する予定です。出資、融資のいずれの方法を採用するかは、香港の法律、会計に係る制度等を踏まえ決定する予定です。

ASIAN STAR香港は、当該資金のうち、160百万円を、Hash Global Advisoryが2026年2月に設立したWeb3及びRWA関連領域の会社（Hash Global Build And Build Company Ltd.）への出資に充当する予定であります。Hash Global Build And Build Company Ltd.は、BNB等のデジタルアセットの購入・運用を行う可能性があります。当社グループによる出資の目的は、単に投資収益の獲得することではありません。かかる出資は、当社が推進する不動産RWA関連領域の事業構想の実現可能性を高めるための事業開発・検証の一環として位置づけています。具体的には、当社は、今後、日本不動産を裏付けとするRWA商品の組成・販売・管理、及び海外投資家を含む新たな投資家層への販売チャネル拡大を目指しています。その中で、BNBに係るエコシステムは、グローバルなWeb3投資家層、流動性、ウォレット・決済・トークン流通基盤を有しており、当社の不動産RWA事業を海外市場に展開していく上で非常に参考となり得るものです。当社は、Web3関連領域における技術チームや投資家との連携を通じて、不動産のトークン化、ブロックチェーンを活用した不動産取引、及びデジタル金融基盤との接続可能性について検証を進め、当社の既存不動産事業とRWA領域を接続するための事業基盤の構築を目指してまいります。

ASIAN STAR香港は、残りの59百万円について、2026年7月～2027年3月に、不動産関連RWAのPoCの一環の先行調査を目的として、以下に記載のとおり充当する予定です。

充当予定項目	充当予定金額（百万円）
海外での不動産RWA案件の企画・組成に向けた既存のトークナイゼーション・プラットフォームの利用（外部ベンダーが提供するセキュリティトークン・RWA基盤の利用料など）	25
事業構想の適法性の調査（外部弁護士への依頼に際しての報酬など）	3
不動産案件組成に伴う実行費用（初期案件獲得のための営業・事業開発チームの組成に係る人件費、提携先との交渉に係る諸経費など）	14
想定しているストラクチャリングの実現可能性の検証（ストラクチャリングに係る助言の提供を依頼する外部アドバイザーへの報酬の支払いなど）	6
オペレーションチームの組成・オペレーション体制の構築（KYC/AML（本人確認・資金洗浄対策）のシステムの構築に際しての外注費用など）	10
その他人件費	1
合計	59

子会社であるASIAN STAR香港への投融資(RWAとオンチェーン金融の接続に関する独自インフラの構築等)

当社は、本新株予約権の行使等により調達する資金213百万円を、2027年5月以降、出資又は融資により当社子会社であるASIAN STAR香港に供給する予定です。出資、融資のいずれの方法を採用するかは、香港の法律、会計に係る制度等を踏まえ決定する予定です。

当社グループは、上記に記載のPoCを不動産関連RWAに関する事業構想のフェーズ1と位置付けていますが、2027年5月以降は、フェーズ2として、不動産関連RWAを単発の取組みとして組成するだけでなく、オンチェーン金融との接続を前提としたRWAインフラを構築し、他社にも提供可能なプラットフォームの形とするために、本新株予約権の行使により調達する資金を、以下に記載のとおり充当する予定であります。

充当予定項目	充当予定金額(百万円)
独自のRWAインフラの要件定義・開発準備・開発に要する費用(スマートコントラクト及びフロントエンド開発、外部システムのAPI連携など)	12
RWAインフラの技術導入・運用保守	4
自社構築RWAインフラの適法性調査、ライセンス取得、規約整備など	10
RWAインフラの販売に係る営業体制の拡充(営業人員の採用など)	15
マーケティング(広報、顧客・投資家向け発信など)	3
パートナー開拓(案件獲得、導入推進などに伴う費用など)	9
対外投資枠(事業機会の獲得、案件パイプラインの形成及び外部専門機能へのアクセスを目的とした投資待機資金など)	160
合計	213

当社が2025年7月7日に発行した第7回新株予約権については、本有価証券届出書の提出日までに一切行使されておらず57,000個が残存していますが、かかる新株予約権の行使により調達する資金については、以下のとおり、本第三者割当とは別の用途に充当する予定です(発行当時に定めた資金用途から変更はありません。)

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
投資用不動産取得及び開発資金(レジデンス・オフィス・ホテル等)	466	2025年7月~2028年6月
アセットマネジメント事業立ち上げ費用(SPC・ファンド組成、運営体制構築等)	100	2025年7月~2026年12月
合計	566	

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本新株予約権の発行とともに、2026年6月26日開催の当社取締役会において、当社の取締役に対して有償ストック・オプションとして株式会社ASIAN STAR第11回新株予約権、当社の従業員及び当社子会社の従業員に対して税制適格ストック・オプションとして株式会社ASIAN STAR第12回新株予約権を発行することを決議しております。株式会社ASIAN STAR第11回新株予約権及び株式会社ASIAN STAR第12回新株予約権の発行の概要は以下のとおりです。

<株式会社ASIAN STAR第11回新株予約権>

発行数	6,900個(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式690,000株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。
発行価格	新株予約権1個につき30円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.3円)
割当日	2026年7月21日
新株予約権の行使時の払込金額	74円
払込期日	2026年7月21日
新株予約権の行使期間	2028年6月27日から2036年6月26日までとする。
割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる個数	当社取締役 6名 6,900個

<株式会社ASIAN STAR第12回新株予約権>

発行数	7,900個(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式790,000株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
割当日	2026年7月21日
新株予約権の行使時の払込金額	74円
新株予約権の行使期間	2028年6月27日から2036年6月26日までとする。
割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる個数	当社従業員及び当社子会社従業員 6名 7,900個

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

Hash Global Alpha

名称	Hash Global Alpha Company Ltd.
所在地	Sea Meadow House, P.O. Box 116, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職・氏名	Director, Mingyuan ZHOU
事業内容	投資コンサルティング業
資本金	100米ドル
主たる出資者及び出資比率	Everlasting Win Limited 99.5% Mingyuan ZHOU 0.5%

出資関係	当社グループは、2026年7月に、Hash Global Alphaを管理する会社であるHash Global Advisoryが立ち上げる会社（会社名：Hash Global Build And Build Company Ltd.）に出資を行う予定です。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

Cyber.J Alpha

名称	Cyber.J Alpha Limited
所在地	Sea Meadow House, P.O. Box 116, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職・氏名	Director, Chenyao Jiang
事業内容	投資業
資本金	1,000米ドル
主たる出資者及び出資比率	Chenyao Jiang 100%

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

Sterling Oak Investment

名称	Sterling Oak Investment Company Ltd
所在地	Sea Meadow House, P.O. Box 116, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職・氏名	Director, Yan SHEN
事業内容	投資コンサルティング業
資本金	1米ドル
主たる出資者及び出資比率	Yan SHEN 100%

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

Hash Global Alpha

当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1 本第三者割当により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、Web3及びRWA関連領域を当社の成長戦略における重点領域の一つとして位置付けましたが、そのための取組みを早期に立ち上げるために、当該領域において事業立上げ、投資等に関する豊富な実績を有すると共に、広汎なネットワークを保有するパートナーとの連携を模索しておりました。そのような折、2025年12月に、現在、当社の香港子会社であるBelgravia Capital Group Holdings Limitedの従業員であり、ASIAN STAR香港の責任者を務める予定であるWu Xing Yuanがアラブ首長国連邦のドバイで開催された「Binance Blockchain Week」に参加した際に、Hash Global Advisoryに所属すると共にHash Global AlphaのDirectorであるMingyuan ZHOU氏との間でブロックチェーン・Web3の業界の展望について意見交換を行いました。なお、Wu Xing Yuanは、2025年8月頃、その友人からの紹介を通じて、Hash Globalグループの創業者と出会い、Hash GlobalグループがアジアにおけるWeb3投資領域において一定の実績及びネットワークを有する投資機関であり、ブロックチェーンインフラ、デジタルアセット及び関連エコシステムに関する知見を有していることを認識しておりました。当社は、2025年12月の「Binance Blockchain Week」においてMingyuan ZHOU氏に出会った際に、不動産領域におけるブロックチェーンの活用を中心とする当社の構想を伝え、両社間の連携の可能性に係る協議を打診し、受諾されました。その後、両社は本格的な協議を開始しましたが、かかる協議の過程で、Hash Global Advisoryから、自らが新たに立ち上げる会社への当社による出資、そのための資金支援、具体的には同社の関係会社であるHash Global Alphaによる株式の引受けの打診がありました。当社としては、Hash Global Advisoryとの関係構築により、資金面での支援にとどまらず、将来的なWeb3及びRWA関連事業の検討に資する情報、知見及び事業機会への接点を得ることが可能になるものと判断した結果、Hash Global Alphaを本株式の割当予定先として選定しました。なお、Mingyuan ZHOU氏から、Hash Global AdvisoryはWeb3の管理プラットフォームを開発・提供する会社であり、グループ内において投資、資金支援を担う会社はHash Global Alphaである旨の説明を受けたため、Hash Global AdvisoryではなくHash Global Alphaを割当予定先としました。

Cyber.J Alpha

Cyber.J Alphaについては、ASIAN STAR香港の責任者を務める予定であるWu Xing Yuanが学生時代から交友関係を有していた、Cyber.J Alphaの創業者であるChenyao Jiang氏から紹介を受けました。2025年8月頃、Wu Xing YuanがChenyao Jiang氏に対してWeb3及びRWA関連領域における事業構想を説明したところ、Chenyao Jiang氏は一定の関心を示しました。その後も、Wu Xing Yuan及びChenyao Jiang氏は、ブロックチェーン及びWeb3関連のイベントに共に参加したり、意見交換を行ったりしましたが、2026年3月頃、Chenyao Jiang氏から、当社の中長期的な方向性に共感したことから、Chenyao Jiang氏が日本の会社向けに投資するための会社として設立したCyber.J Alphaを通じてエクイティ性の証券を引き受けたい旨の申し出がありました。当社としては、新規の取組みに対して中長期的な目線を持って支援してくれる投資家を探していたことから、Cyber.J Alphaに対して本新株予約権を割り当てることにいたしました。

Sterling Oak Investment

当社とSterling Oak Investmentは、Cyber.J Alphaの創業者であるChenyao Jiang氏からSterling Oak Investmentの創業者であるYan SHEN氏の紹介を受ける形で接点を持ちました。Chenyao Jiang氏によれば、Yan SHEN氏は過去にChenyao Jiang氏がカナダに在住していた時からの友人とのことです。2025年11月頃、ASIAN STAR香港の責任者を務める予定であるWu Xing YuanがYan SHEN氏に対してWeb3及びRWA関連領域における事業構想を伝えたところ、Yan SHEN氏においても、Chenyao Jiang氏と同様に、当社のWeb3及びRWA関連領域の事業構想に関心を示し、その後、Sterling Oak Investmentを通じた当社への出資の意向が示されました。当社としては、Sterling Oak InvestmentもCyber.J Alphaと同様に、当社の新規の取組みに対して中長期的な目線を持って支援してくれる投資家であると考え、Sterling Oak Investmentに対しても本新株予約権を割り当てることにいたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

本株式

割当予定先の名称	割当株式数
Hash Global Alpha	3,000,000株

本新株予約権

割当予定先の名称	割当新株予約権数
Cyber.J Alpha	12,200個
Sterling Oak Investment	17,000個

割当予定先に割り当てられる本新株予約権の目的である株式の数は2,920,000株です。

なお、当該数値は、「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権)」の「(2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄の記載のとおり、調整されることがあります。

(4) 株券等の保有方針

Hash Global Alphaからは、本株式の引受けは、Web3及びRWA関連領域における事業上の連携を見据えたものであるため、本株式を中長期的に保有する予定である旨の説明を受けております。なお、当社は、Hash Global Alphaから、払込期日から2年以内に第三者割当により取得する本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

本新株予約権の割当予定先は、上記「(2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の中長期的な方向性について一定の理解を有し、持続的な成長を期待していることから、本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針であるとのことです。但し、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針である旨の説明を受けています。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。当社取締役会がかかる承認を行った場合には、速やかに開示いたします。

(5) 払込みに要する資金等の状況

Hash Global Alpha

Hash Global Alphaについては、そのDirectorであるMingyuan ZHOUから、現時点においてはHash Global Alphaは本株式に係る払込金額以上の金額の現預金を保有していないものの、払込期日までに、その株主であるEverlasting Win Limitedから2百万米ドル又は3億円の出資を受ける予定であり、かかる出資金をもって本株式に係る払込みに充てる旨、及びEverlasting Win Limitedは、かかる出資金について、その親会社であるDL Holdings Group Limitedから資金の提供を受けて、Hash Global Alphaに対して払い込む予定である旨の説明を受けました。当社は、かかる説明を裏付ける資料の提出を求めたところ、Hash Global Alpha及びEverlasting Win Limitedの間のSubscription Form（引受契約）のドラフト（Everlasting Win LimitedがHash Global Alphaに対して2百万米ドル又は3億円を出資する旨が記載されている。）、Everlasting Win Limitedの2026年5月14日付Board Resolution（取締役決定書。かかる出資を行う旨が決定されている。）、Everlasting Win Limitedの親会社がDL Holdings Group Limitedであることを示す資本構成図、DL Holdings Group Limitedが保有する取引銀行に係る口座残高の写し（2026年4月30日付。残高は2百万米ドル又は3億円を上回っている。）が提供され、かかる説明が実態を伴うものであることを確認いたしました。

Cyber.J Alpha

Cyber.J Alphaについては、その保有する暗号資産決済プラットフォームであるDogPay上の口座における2026年6月4日時点の残高が分かる資料の提供を受け確認したところ、その残高はCyber.J Alphaが引き受ける本新株予約権の発行に係る払込金額を上回っていました。Cyber.J AlphaのDirectorであるChenyao Jiang氏によれば、当該口座にある資金は、Cyber.J Alphaがその株主及びDirectorである同氏からの借入れにより調達した資金であるとのことです。当該借入れの元本は3,000米ドル、利息は年率10%、返済期日は2029年5月10日（期日一括返済）である旨の説明を受けました。

本新株予約権の行使に当たっては、原則として、本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を行うこともある旨、Cyber.J AlphaのDirectorであるChenyao Jiang氏から説明を受けました。

Sterling Oak Investment

Sterling Oak Investmentについては、その保有する暗号資産決済プラットフォームであるDogPay上の口座における2026年6月4日時点の残高が分かる資料の提供を受け確認したところ、その残高はSterling Oak Investmentが引き受ける本新株予約権の発行に係る払込金額を上回っていました。Sterling Oak InvestmentのDirectorであるYan SHEN氏によれば、当該口座にある資金は、Sterling Oak Investmentがその株主及びDirectorである同氏からの借入れにより調達した資金であるとのことです。当該借入れの元本は4,000米ドル、利息は無し、返済期日は2029年12月31日（期日一括返済）である旨の説明を受けました。

本新株予約権の行使に当たっては、原則として、本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を行うこともある旨、Sterling Oak InvestmentのDirectorであるYan SHEN氏から説明を受けました。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先並びにその役員及び株主（以下「割当予定先関係者」と総称します。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（本社：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表者：小坂橋仁）に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を2026年4月20日付で受領しております。同調査報告書において、割当予定先については情報が不足している旨の記載があったことから、当社においても、インターネット検索による調査及びそれぞれの代表者に対するヒアリングを実施し、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。また、当社と割当予定先それぞれとの間で締結予定の引受契約書において、割当予定先から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係ないと判断いたしました。なお、当社は、東京証券取引所に対して、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本株式については、該当事項はありません。

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、本新株予約権の割当予定先が、本新株予約権の行使により取得した株式を第三者に譲渡することは妨げられません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本株式

本株式の払込金額については、割当予定先との協議により、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年6月25日）の当社普通株式の終値である74円といたしました。

取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値としたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的な株式価値を適正に反映していると判断したためです。

なお、本株式の払込金額は、上記取締役会決議日の直前取引日（2026年6月25日）までの直近1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（円未満を四捨五入。以下、同じです。）である75円に対して1.33%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率又はディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、上記取締役会決議日の直前取引日（2026年6月25日）までの直前3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である80円に対して7.5%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値の単純平均値である83円に対して10.84%のディスカウントとなる金額です。

本株式の払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社の監査等委員会から、本株式の払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び本新株予約権の割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2026年6月26日付で本新株予約権の評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を受領いたしました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026年6月25日）の市場環境等を考慮し、当社の株価（本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価）、ボラティリティ（32.6%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（1.9%）等について一定の前提を置き、かつ、本新株予約権の割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の公正価値を算定しております。

本新株予約権の行使価額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である74円としました。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（31円）を赤坂国際会計による価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社の監査等委員会は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当における本株式の数3,000,000株に、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数（2,920,000株）を合算した総株式数は5,920,000株（議決権数59,200個）であり、これは、2025年12月31日現在の当社発行済株式総数23,808,200株（議決権総数237,219個）に対して、24.87%（議決権総数に対し24.96%）の希薄化（小数点第三位を四捨五入）に相当します。

しかしながら、当社としては、上記のとおり、本株式及び本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED (常任代理人 東海東京証券株 式会社)	LEVEL 6, THREE PACIFIC PLACE, 1 QUEEN'S ROAD EAST, HONG KONG (東京都中央区新川 1 丁目 17- 21)	4,900,000	20.66	4,900,000	16.53
Hash Global Alpha Company Ltd.	Sea Meadow House, P.O. Box 116, Road Town, Tortola, British Virgin Island			3,000,000	10.12
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋 3 丁目 11-1)	2,868,800	12.09	2,868,800	9.68
Sterling Oak Investment Company Ltd	Sea Meadow House, P.O. Box116, Road Town, Tortola, British Virgin Island			1,700,000	5.74
Cyber.J Alpha Limited	Sea Meadow House, P.O. Box116, Road Town, Tortola, British Virgin Island			1,220,000	4.12
Boom Securities (H.K.) Limited-Clients' Account (常任代理人 マネックス証券 株式会社)	Room 2801, Level 28, Tower 1, The Millennium, 98 How Ming Street, Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong (東京都港区赤坂 1 丁目 12- 32)	1,109,500	4.68	1,109,500	3.74
トウカイトウキョウセキュリ ティーズアジアリミテッド (常任代理人 東海東京証券株 式会社)	18/F, 33 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG (東京都中央区新川 1 丁目 17- 21)	1,026,000	4.32	1,026,000	3.46
Futu Securities International (Hong Kong) Limited (常任代理人 moomoo証券株 式会社)	Unit C1-2, 13/F., United Centre, No.95 Queensway, Admiralty Hong Kong (東京都渋谷区 1 丁目 2 番 5 号)	618,500	2.61	618,500	2.09
BBH/DBS BANK (HONG KONG) LIMITED A/C 005 NON US (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	11/F, THE CENTER 99 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG HONG KONG (東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 2 号)	497,600	2.10	497,600	1.68
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティ ブ・ブローカーズ証券株式会 社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号)	493,900	2.08	493,900	1.67
計		11,514,300	48.53	17,434,300	58.82

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、2025年12月31日現在の株主名簿に
基づき記載しております。

- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
- 3 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年12月31日現在の所有株式数及び総議決権数に、本株式の第三者割当による増加株式数、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数を加味した数字であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第47期、2026年3月26日提出。2026年5月18日に提出された訂正報告書による訂正後のもの）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年6月26日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年6月26日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

2．臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の第47期有価証券報告書の提出日（2026年3月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年6月26日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2026年3月31日提出の臨時報告書）

（1）提出理由

2026年3月27日開催の当社第47回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（2）報告内容

a．当該株主総会が開催された年月日

2026年3月27日

b．当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

（1）事業目的の追加について

当社グループマネジメントの中長期的な企業価値向上に向けた成長戦略の一環として、デジタル資産アセットマネジメント業務等、ブロックチェーン技術を活用した新たな事業領域への進出を検討しております。これに伴い、将来の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）に新たな事業項目を追加するものです。

（2）発行可能株式総数の変更について

今後の機動的な資本政策の柔軟性を確保し、将来の成長戦略の推進や財務基盤の強化に備えるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更し、発行枠を拡大するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として呉文偉、渡邊智彦及び唐偉中の各氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として永田達也、王璐及び張平の各氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役候補者選任の件
補欠の監査等委員である取締役として佐竹葉子氏を選任するものであります。

第5号議案 会計監査人選任の件
当初の会計監査人である監査法人まほろばは、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに清流監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	123,437	657		(注)1	可決(99.46)
第2号議案					
呉 文偉	123,243	852		(注)2	可決(99.31)
渡邊 智彦	123,260	835			可決(99.32)
唐 偉中	123,248	847			可決(99.31)
第3号議案					
永田 達也	123,254	841		(注)2	可決(99.32)
王 璐	123,290	805			可決(99.35)
張 平	123,288	807			可決(99.34)
第4号議案	123,442	653		(注)2	可決(99.47)
第5号議案	123,403	692		(注)3	可決(99.44)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び議決権行使書を含む出席株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び議決権行使書を含む出席株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 議決権行使書を含む出席株主の過半数の賛成であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	2026年3月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第47期)	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	2026年5月18日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月18日

株式会社 A S I A N S T A R

取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 土 屋 洋 泰
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 長谷川 哲 央
業 務 執 行 社 員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A S I A N S T A Rの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A S I A N S T A R及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益用不動産の減損評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは不動産関連事業を幅広く展開しており、当連結会計年度の連結貸借対照表上、投資不動産553,614千円を計上し、不動産賃貸事業セグメントの収益を稼得している。</p> <p>収益用不動産は不動産市況の悪化のリスクに晒されており、賃料の下落や空室率の上昇に伴う収益性の低下によって減損の兆候が識別された場合には減損損失の認識についてその要否を検討する必要がある。減損判定プロセスには、資産のグルーピングや将来キャッシュ・フロー、割引率などの使用価値の見積要素のほか、正味売却価額を算出するための市場価額の算定にも多くの論点が存在する。</p> <p>会社グループは「（重要な会計上の見積り）2．固定資産の減損」に記載のとおり、主として物件を基本単位としたグルーピングを行い、営業活動による損益が継続してマイナスとなる物件及び市場価額が著しく下落した物件を兆候把握が認められるとした減損プロセスに載せている。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる物件別の損益計画は、過去の実績と将来の稼働率を反映した合理的な仮定であるが、不確実性が低いとは言えない。</p> <p>また、市場価格の算定方法は不動産鑑定評価額や固定資産税評価額を基礎とするが、評価要素や時価に置き換える係数などの合理性を判定する必要がある。</p> <p>以上のことから、当監査法人は収益用不動産に係る減損評価について、監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、監査上の主要な検討事項に対して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>監査手続の実施にあたっては、会社の事業活動、事業上のリスクや内部統制の理解等を行うとともに、経営者及び経理責任者並びに内部監査部門等と面談を実施した。これらを通じたリスク評価に基づき、必要な監査手続を立案した。</p> <p>（１） 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益用不動産を含む固定資産の減損損失計上の要否判定に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を検討した。 <p>（２） 減損損失計上の判定プロセスの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損の兆候の有無について、継続的な営業赤字の判断の基礎となる物件毎の損益実績について、推移分析及び関連する資料との突合等により、その正確性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社A S I A N S T A Rの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社A S I A N S T A Rが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月18日

株式会社 ASIAN STAR

取締役会 御中

監査法人まほろば
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 土 屋 洋 泰
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 長谷川 哲 央
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ASIAN STARの2025年1月1日から2025年12月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ASIAN STARの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益用不動産の減損評価

会社は不動産関連事業を幅広く展開しており、当事業年度の貸借対照表上、投資不動産559,788千円が計上されている。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由並びに監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(収益用不動産の減損評価)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査対象には含まれていません。